

様式目次

様式	帳票名	関係条文
第1号様式	開示請求書	第13条
第2号様式	開示決定通知書	第16条第1項
第3号様式	開示をしない旨の決定通知書	第16条第2項
第4号様式	開示決定等期限延長通知書	第17条
第5号様式	開示決定等期限特例延長通知書	第18条
第6号様式	第三者意見照会書	第19条第1項
第7号様式	第三者意見照会書	第19条第2項
第8号様式	第三者開示決定等意見書	第19条第3項
第9号様式	開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書	第19条第7項
第10号様式	開示の実施方法等申出書	第21条第1項
第11号様式	訂正請求書	第23条
第12号様式	訂正決定通知書	第24条第1項
第13号様式	訂正をしない旨の決定通知書	第24条第2項
第14号様式	訂正決定等期限延長通知書	第25条
第15号様式	訂正決定等期限特例延長通知書	第26条
第16号様式	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	第27条
第17号様式	利用停止請求書	第28条
第18号様式	利用停止決定通知書	第29条第1項
第19号様式	利用停止をしない旨の決定通知書	第29条第2項
第20号様式	利用停止決定等期限延長通知書	第30条
第21号様式	利用停止決定等期限特例延長通知書	第31条
第22号様式	諮問をした旨の通知書	第32条

第1号様式（第13条関係）

開示請求書

年 月 日

（宛先）港区議会議長

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

港区議会の個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

- 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他（ ） <実施の希望日> 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。
--

- 3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

（ア） 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人
任意代理人委任者

（ふりがな）

（イ） 本人の氏名 _____

（ウ） 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他（ ）

第2号様式（第16条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者）様

港区議会議長 印

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、港区議会の個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ 来庁の際には、この通知書を職員に提示してください。なお、当日ご都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等でご連絡ください。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、港区議会議長を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（同封）の説明事項をお読みください。

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで 土・日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日を除く）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>

港区議会事務局

（担当者名）

（電話）

第3号様式（第16条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者）様

港区議会議長 印

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、港区議会の個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、港区議会議長を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

港区議会事務局

（担当者名）

（電話）

第4号様式（第17条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者） 様

港区議会議長 印

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、港区議会の個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

港区議会事務局

（担当者名）

（電話）

第5号様式（第18条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者） 様

港区議会議長 印

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、港区議会の個人情報の保護に関する条例第26条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条の規定 （開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>
港区議会事務局
（担当者名）
（電話）

第6号様式（第19条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

港区議会議長 印

第三者意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、港区議会の個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（港区議会事務局） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>
港区議会事務局
（担当者名）
（電話）

第7号様式（第19条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（第三者利害関係人）様

港区議会議長 印

第三者意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、港区議会の個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(港区議会事務局) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>
港区議会事務局
(担当者名)
(電話)

第8号様式（第19条関係）

第三者開示決定等意見書

年 月 日

（宛先）港区議会議長

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

第9号様式（第19条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（反対意見書を提出した第三者）様

港区議会議長 印

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付で「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、港区議会の個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、港区議会議長を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
港区議会事務局
（担当者名）
（電話）

第10号様式(第21条関係)

開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先) 港区議会議長

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____ TEL (_____) _____

港区議会の個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	実 施 の 方 法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写した ものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 [有 : 同封する郵便切手等の額 円]
無

<本件連絡先>
港区議会事務局
(担当者名)
(電話)

第11号様式(第23条関係)

訂正請求書

年 月 日

(宛先) 港区議会議長

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

港区議会の個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他()
※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

<p>3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）</p> <p>ア 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>任意代理人委任者</p>
<p>（ふりがな）</p> <p>イ 本人の氏名 _____</p> <p>ウ 本人の住所又は居所 _____</p>
<p>4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>登記事項証明書 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>
<p>5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>委任状 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>

第12号様式(第24条関係)

文書番号
年 月 日

(訂正請求者) 様

港区議会議長 印

訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、港区議会の個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、港区議会議長を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>
港区議会事務局
(担当者名)
(電話)

第13号様式(第24条関係)

文書番号
年 月 日

(訂正請求者) 様

港区議会議長 印

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、港区議会の個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、港区議会議長を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

港区議会事務局

(担当者名)

(電話)

第14号様式(第25条関係)

文書番号
年 月 日

(訂正請求者) 様

港区議会議長 印

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、港区議会の個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日 (訂正決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>
港区議会事務局
(担当者名)
(電話)

第15号様式(第26条関係)

文書番号
年 月 日

(訂正請求者) 様

港区議会議長 印

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、港区議会の個人情報の保護に関する条例第36条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第36条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
港区議会事務局
(担当者名)
(電話)

第16号様式(第27条関係)

文書番号
年 月 日

(提供先) 様

港区議会議長 印

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(提供先) に提供している次の保有個人情報については、港区議会の個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>
港区議会事務局
(担当者名)
(電話)

第17号様式 (第28条関係)

利用停止請求書

年 月 日

(宛先) 港区議会議長

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

港区議会の個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

<p>3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）</p> <p>ア 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>任意代理人委任者</p>
<p>（ふりがな）</p> <p>イ 本人の氏名 _____</p> <p>ウ 本人の住所又は居所 _____</p>
<p>4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>登記事項証明書 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>
<p>5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>委任状 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>

(利用停止請求者) 様

港区議会議長 印

利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、港区議会の個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、港区議会議長を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>
港区議会事務局
(担当者名)
(電話)

(利用停止請求者) 様

港区議会議長 印

利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、港区議会の個人情報保護に関する条例第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、港区議会議長を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>
港区議会事務局
(担当者名)
(電話)

第20号様式(第30条関係)

文 書 番 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

港区議会議長 印

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、港区議会の個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日 (利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>
港区議会事務局
(担当者名)
(電話)

第21号様式(第31条関係)

文書番号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

港区議会議長 印

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、港区議会の個人情報の保護に関する条例第43条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第43条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

港区議会事務局

(担当者名)

(電話)

第22号様式（第32条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（審査請求人等）様

港区議会議長 印

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり港区情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、港区議会の個人情報の保護に関する条例第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等[訂正決定等、 利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・諮問 号

<本件連絡先>
港区議会事務局
(担当者名)
(電話)

〈参考書式：条例第18条第2項、施行規程第14条第3項〉委任状

委 任 状

(個人情報又は特定個人情報に係る開示請求用)

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報又は特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 開示請求に係る個人情報又は特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報又は特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 5 開示の実施の方法等を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

(開示請求者) 住所 _____

氏名 _____ 実印

連絡先電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 開示請求者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を添付する。
- ② 開示請求者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人にのみ発行される身分証明書としての性質を有する書類の複写物を添付する。

〈参考書式：条例第31条第2項、施行規程第14条第3項〉委任状

委 任 状

(個人情報又は特定個人情報に係る訂正請求用)

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報又は特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正請求に係る個人情報又は特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報又は特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(訂正請求者) 住所 _____

氏名 _____ 実印

連絡先電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 訂正請求者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
- ② 訂正請求者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人にのみ発行される身分証明書としての性質を有する書類の複写物を添付する。

〈参考書式：条例第38条第2項、施行規程第14条第3項〉委任状

委 任 状

(個人情報又は特定個人情報に係る利用停止請求用)

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報又は特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報又は特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報又は特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(利用停止請求者) 住所 _____

氏名 _____ 実印

連絡先電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 利用停止請求者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り。)を添付する。
- ② 利用停止請求者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人にのみ発行される身分証明書としての性質を有する書類の複写物を添付する。